

主要施策		7	市民文化の創造		
施策の内容		2	文化財の保護・継承・活用		
事業名 (予算/決算)		[55] 郷土の歴史文化を守る事業 (生涯学習課：文化推進係) (予算：19,046千円 / 決算：17,727千円)			
事業の概要	事業の目的	市内に残る多様な文化財を郷土の「たから」として後世に伝え、適切な活用が図れるように、文化財の保護管理に努めることを目的とします。			
	事業の内容	文化財保護審議会の運営、指定文化財等の維持管理、埋蔵文化財の事前審査、その他さまざまな文化財の調査・研究などを行います。			
令和7年度 取組と成果	目標値 (主要な指標)	文化財保護審議会の開催：2回 保存・活用のための調査研究件数：2件 文化財まちづくり推進団体数：1団体			
	実績値 (目標値との比較)	文化財保護審議会の開催：2回 保存・活用のための調査研究件数：2件 文化財まちづくり推進団体数：1団体			
	重点課題	市の組織体制が縮小する中で、地域住民をはじめ、多様な関係団体との連携を構築し、文化財及び地域資料の保存に努める必要があります。			
	課題への取組と成果	害獣による被害で近年の課題となっていた福岡県指定史跡「沖出古墳」の葺石補修工事については、当初、令和8年度までの計画でしたが、設計を見直し、令和7年度内に施工を完了することができました。 調査研究としては、筑紫女学園大学の学生と連携して、上山田松岡家所蔵の資料調査を実現させることができました。 まちづくり推進団体としては、「美しこの郷みやの」が新規登録され、既存団体の活動は計画的に行われており、事業に貢献できています。			
	次年度重点課題	市の組織体制縮小に備え、既存の指定文化財や施設の維持管理の契約方法を見直す必要があります。			
令和7年度 自己評価	【評価の指標】		A	B	C
	実績値評価 (当該年度の目標値に対する達成度・進捗度)			○	
	課題への取組と成果 (当該年度の取組における成果・効果)			○	
	※評価の指標 A：期待以上 (高い) B：概ね期待どおり (基準) C：課題あり (低い)				
	評価の根拠	「実績値評価」については、まちづくり団体が1団体新規登録され、他の目標値についても達成することができたことから、B評価としました。 「課題への取組と成果」については、指定文化財の補修工事を含めた維持管理は当初の計画通りに実施でき、文化財まちづくり推進団体の新規登録や筑紫女学園大学との連携に取り組むことができたことから、B評価としました。			
教育委員会評価		今回	B	(前回)	(B)

※評価の指標 A：期待以上 (高い) B：概ね期待どおり (基準) C：課題あり (低い)

主要施策		7	市民文化の創造		
施策の内容		2	文化財の保護・継承・活用		
事業名 (予算/決算)		[56] 郷土の歴史文化を伝える事業 (生涯学習課: 文化推進係) (予算: 4, 624千円 / 決算: 4, 333千円)			
事業の概要	事業の目的	市内に残る多様な文化財の活用を図り、郷土への誇りと愛着を培うと共に、郷土の歴史・文化のPRに努めることを目的とします。			
	事業の内容	指定文化財の公開・活用、講座、企画展等の教育普及事業を行います。			
令和7年度 取組と成果	目標値 (主要な指標)	沖出古墳特別公開事業参加者数: 300人 学習支援・視察研修等への対応件数: 18件 学習教材作成件数: 2件			
	実績値 (目標値との比較)	沖出古墳特別公開事業参加者数: 410人 学習支援・視察研修等への対応件数: 44件 学習教材作成件数: 4件			
	重点課題	市の組織体制が縮小する中で、地域の公民館活動をはじめ、多様な関係団体との連携を構築し、文化財の活用に努める必要があります。			
	課題への取組と成果	まちあるき等の公民館活動において市内文化財の活用を行いました。 また、嘉麻市観光まちづくり協会と連携し、各地区の文化財を活用した観光モデルの構築について協力しました。秋の古墳公開からは観光まちづくり協会による「御墳印」の販売も始まり、来場者数を伸ばす結果に繋がりました。 また、朝倉市秋月博物館と連携し、出張! 秋月博物館講座を開催し71名の方が参加しました。 児童・生徒向けの学習教材としては、YouTube 動画「宮の脇廃寺の謎を解き明かせ」や、読み聞かせサークルの作成した原画を使用したカップの民話の動画を制作しました。			
	次年度重点課題	市の組織体制が縮小する中、嘉麻市観光まちづくり協会との連携を強化し、文化財の公開・活用を通じた教育普及事業の充実に努める必要があります。			
令和7年度 自己評価	【評価の指標】		A	B	C
	実績値評価 (当該年度の目標値に対する達成度・進捗度)		○		
	課題への取組と成果 (当該年度の取組における成果・効果)		○		
	※評価の指標 A: 期待以上 (高い) B: 概ね期待どおり (基準) C: 課題あり (低い)				
	評価の根拠	「実績値評価」については、沖出古墳特別公開事業や学習支援事業が目標値を大きく上回り過去最高値を更新したほか、学習教材として文化財ボランティアの協力のもと YouTube 動画を4本制作したことから、A評価としました。 「課題への取組と成果」については、観光まちづくり協会との連携事業が増加したことで文化財の周知・活用の広がりがみられたことから、A評価としました。			
教育委員会評価		今回	A	(前回)	(A)

※評価の指標 A: 期待以上 (高い) B: 概ね期待どおり (基準) C: 課題あり (低い)

主要施策		7	市民文化の創造		
施策の内容		2	文化財の保護・継承・活用		
事業名 (予算/決算)		[57] 郷土の歴史文化拠点施設活用事業 (生涯学習課: 文化推進係) (予算: 6, 193 千円 / 決算: 5, 936 千円)			
事業の概要	事業の目的	効率的な施設運営を図りながら、学校教育及び社会教育に資すると共に郷土の歴史・文化のPRに貢献することを目的とします。			
	事業の内容	歴史民俗資料展示・保管施設 (4 館 1 室) の維持管理に努めると共に収蔵資料の台帳整備を行い、資料の活用を進めます。			
令和7年度 取組と成果	目標値 (主要な指標)	常設展示替え・ミニ企画展実施件数: 3 件 碓井郷土館・碓井平和祈念館研修受入数: 12 件 碓井郷土館・碓井平和祈念館の利用学校数: 9 校			
	実績値 (目標値との比較)	常設展示替え・ミニ企画展実施件数: 4 件 碓井郷土館・碓井平和祈念館研修受入数: 22 件 碓井郷土館・碓井平和祈念館の利用学校数: 3 校			
	重点課題	本年は戦後80年の節目の年にあたり、碓井平和祈念館のさらなる活用と利用学校数の増加を図る必要があります。			
	課題への取組と成果	碓井平和祈念館にて戦後80年の企画展及び、朗読会を行いました。 メディアで戦後80年について取り上げられる機会が多かったため、市民の関心も高く、碓井平和祈念館来館者数及び研修受入数の増加のほか、寄贈の問い合わせも多数ありました。			
次年度重点課題		本年は昭和100年、嘉麻市市政20周年、碓井琴平文化館30年の節目の年にあたり、企画展を中心とした施設の活用により、利用者数の増加を図る必要があります。			
令和7年度 自己評価	【評価の指標】		A	B	C
	実績値評価 (当該年度の目標値に対する達成度・進捗度)			○	
	課題への取組と成果 (当該年度の取組における成果・効果)			○	
	※評価の指標 A: 期待以上 (高い) B: 概ね期待どおり (基準) C: 課題あり (低い)				
	評価の根拠	「実績値評価」については、市内の利用学校数は3校となっており、目標値を下回りましたが、碓井郷土館・碓井平和祈念館研修受入数が目標値を大きく超えたことから、B評価としました。 「課題への取組と成果」については、戦後80年の企画展を当初の計画通り実施できたことから、B評価としました。			
教育委員会評価		今回	B	(前回)	(B)

※評価の指標 A: 期待以上 (高い) B: 概ね期待どおり (基準) C: 課題あり (低い)

8 嘉生涯第 5 0 2 号
令和 8 年 6 月 2 9 日

嘉麻市文化財保護審議会長 殿

嘉麻市教育委員会
教育長 伊 東 新 治
(生涯学習課文化推進係)



嘉麻市文化財まちづくり推進団体の認定について（諮問）

このことについて、嘉麻市文化財まちづくり推進団体認定規程第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記の団体を嘉麻市文化財まちづくり推進団体として認定してよろしいか、意見を求めます。

記

美しこの郷みやの

令和 8 年 5 月 1 1 日

嘉麻市教育委員会 様

団 体 名 美しこの郷みやの

代表者氏名
電 話

嘉麻市文化財まちづくり推進団体認定申請書

嘉麻市文化財まちづくり推進団体の認定を受けたいので、嘉麻市文化財まちづくり推進団体認定規程第 3 条の規定に基づき、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

団体名	ふりがな うましこのさとみやの 美しこの郷みやの	会員数	1 6 名
住所（所在地）	〒820-0312 嘉麻市宮吉 5 3 8 - 1		
代表者氏名		電話	
代表者住所			
連絡責任者氏名		電話	
メールアドレス			
団体の目的	宮野地区内に残る文化的遺産等の保存・継承等を行うことにより地域の活性化を図る。		
備 考			

※添付書類

- ①規約又は会則等
- ②会員名簿
- ③嘉麻市文化財管理活用計画書（様式第 2 号）
- ④その他教育委員会が必要と認める書類（文化財所有者等の承諾書等）

「美しこの郷みやの」会則

(目的)

第1条

この会は、遠賀川の源流に育まれた「宮野」地区の先人達が生活の中から生み出された多くの独自の文化遺産や名勝等が存在するが、しかしながら近年の自然環境の変化また生活様式の変化や地域の高齢化が進む中、それらの文化的遺産の保存や継承が極めて厳しい状況でもある。

そこで改めて、「宮野」地区に残る文化的遺産等の価値を学びながら、地域全体でその保存・継承活動等に取り組むことを目的とする。

(名称)

第2条

この会は、「美しこの郷みやの」と称する。

(所在地)

第3条

この会の事務所を嘉穂地区公民館宮野分館「福岡県嘉麻市宮吉 538-1」内に置く。

(設立年月日)

第4条

この会の設立年月日は「令和7年10月21日」とする。

(組織)

第5条

本会は、会の目的に賛同する者をもって組織する。

(活動)

第6条

本会は、第1条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 宮野地区内の文化遺産等の維持・環境整備に関すること。
- 2 宮野地区内の文化遺産等の保存・活用に関すること。
- 3 会員相互の親睦に関すること。
- 4 その他、本会の目的達成に必要な活動に関すること。

(役員の数)

第7条

本会に、次の役員を置く。

○代 表	1 名	○副代表	1 名	○会 計	1 名
○会員代表	2 名	○監 査	2 名		

但し、会員代表及び監査の各2名は各地区会員の輪番制とする。

(役員の任期)

第 8 条

役員の任期は 2 年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員の職務)

第 9 条

代表は、この会を代表して会務を統括すると共に、本会の通帳を管理する。

副代表は、代表を補佐し、代表が事故あるときその職務を代行する。

会計は、この会の経理行う。

会員代表及び監査は、会の運営に参画し、役員会で決定された事項の執行にあたる。

(役員の選任)

第 10 条

代表・副代表・会計・会員代表及び監査は会員の中から役員会で選任する。

(会議)

第 11 条

この会の会議は、役員会とする。

役員会は、代表、副代表、会計、会員代表及び監査をもって構成し、活動計画・予算・決算・会則の改廃及び役員会において特に必要な事項について、審議決定する。

(活動方法)

第 12 条

役員は、会員の意見を尊重するとともに、活動の企画・実施については、特に関係する地域の関係者等の協力を求めて円滑な活動を行うものとする。

(活動経費)

第 13 条

この会の運営経費は、会費、補助金、助成金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

また、会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日とする。

(委任事項)

第 14 条

この会に定めるもののほか、必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

本会則は、令和 7 年 10 月 21 日より施行する。

「美しこの郷みやの」 会員名簿

番号	氏 名	住 所	連絡先	役 職
1		嘉麻市桑野		会員代表
2		嘉麻市桑野		
3		嘉麻市桑野		
4		嘉麻市桑野		
5		嘉麻市小野谷		代 表
6		嘉麻市小野谷		会員代表
7		嘉麻市小野谷		
8		嘉麻市小野谷		
9		嘉麻市宮吉		副代表
10		嘉麻市宮吉		監 査
11		嘉麻市宮吉		
12		嘉麻市宮吉		
13		嘉麻市上		会 計
14		嘉麻市上		
15		嘉麻市上		監 査
16		嘉麻市上		

様式第 2 号（第 3 条・第 8 条関係）

嘉麻市文化財管理活用計画書

年 度	令和 8 年度	計画区分	新規 ・ 継続 ・ 変更
指定等の 種別	国・県・市 国登録	文化財の名称	木造薬師如来坐像及び十二神将 像並びに木造如来形立像
文化財の所在地	嘉麻市宮吉 116 番地（薬師寺）		
文化財所有者／電話	宮吉区		
文化財所有者の住所	嘉麻市宮吉		
文化財管理者／電話			
文化財管理者の住所			
活動内容（具体的に）	（月日等） 5 月中旬	現地状況調査	
	6 月下旬	清掃作業（草刈り等）	
	10 月下旬	・ 表示板設置 ・ 現地急勾配箇所への手すり設置 ・ 現地方向指示板設置	
期待できる効果	年に数回見学に来られますが、案内板もなく、急な坂道と雑草が繁茂しており近づきにくい環境です。薬師堂周辺の環境整備活動を行うことにより、文化財の保全と来訪者の安全を図ります。		
備 考	管理活用の範囲は、市指定有形文化財が安置されている薬師堂及びその周辺地を含む。		

※文化財の所有者と管理者が同一の場合は、所有者の欄のみ記載

様式第 2 号（第 3 条・第 8 条関係）

嘉麻市文化財管理活用計画書

年 度	令和 8 年度	計画区分	<u>新規</u> ・ 継続 ・ 変更
指定等の 種別	国・県・市 <u>国登録</u>	文化財の名称	小野谷の石造警鐘台 附建設記念碑
文化財の所在地	嘉麻市小野谷 7 6 9 番地 4		
文化財所有者／電話	小野谷自治会		
文化財所有者の住所	嘉麻市小野谷 XXXXXXXXXX		
文化財管理者／電話			
文化財管理者の住所			
活動内容（具体的に）	(月日等) 6 月下旬	除草作業	
	8 月下旬	除草作業	
	10 月上旬	除草作業	
期待できる効果	石造警鐘台は全国的にも珍しい建造物であり脚光を浴びており、年間を通してかなり見学に来られています。 定期的に警鐘台の周囲の環境整備を行うことにより更なる来訪者が期待できます。		
備 考			

※文化財の所有者と管理者が同一の場合は、所有者の欄のみ記載

様式第 2 号（第 3 条・第 8 条関係）

嘉麻市文化財管理活用計画書

年 度	令和 8 年度	計画区分	<u>新規</u> ・ 継続 ・ 変更
指定等の 種別	国・県・市 国登録	文化財の名称	桑野の梯橋
文化財の所在地	嘉麻市桑野 8 7 1 ― 4 地先		
文化財所有者／電話			
文化財所有者の住所			
文化財管理者／電話	嘉麻市	0948-62-5720	
文化財管理者の住所	嘉麻市上臼井 1 1 8 0 番地 1		
活動内容（具体的に）	(月日等) 6 月下旬	除草作業	
	8 月下旬	除草作業	
	10 月上旬	除草作業	
期待できる効果	一般公開はされていませんが、石橋への取り付け道路への清掃等を定期的に行うことにより、一般公開されても対応できるよう整備を行います。		
備 考	管理活用の範囲は、市指定有形文化財が所在する周辺地を含む。		

※文化財の所有者と管理者が同一の場合は、所有者の欄のみ記載

○嘉麻市文化財まちづくり推進団体認定規程

令和5年2月7日
教育委員会告示第2号

(目的)

第1条 この告示は、嘉麻市教育委員会(以下「教育委員会」という。)と地域が連携し、文化財の保存及び活用を積極的に推進するため、嘉麻市文化財まちづくり推進団体(以下「推進団体」という。)の認定を適正に行うことを目的とする。

(認定要件)

第2条 推進団体として認定を受けることができる団体は、指定文化財等を管理及び活用し、[嘉麻市自治基本条例\(平成22年嘉麻市条例第8号\)第29条](#)に規定するコミュニティ活動を行う団体で、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 当該団体が管理及び活用する指定文化財等(以下「対象文化財」という。)を計画的かつ継続的に管理及び活用することができ、その成果が十分に期待できるものであること。
- (2) 活動の目的等が定められた規約又は会則等を有すること。
- (3) 代表者を有し、執行する機構が確立していること。
- (4) 構成員が5人以上であり、構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (5) 事務所等の活動拠点が市内にあること。
- (6) 営利を目的としていないこと。

(団体の認定申請)

第3条 認定を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、嘉麻市文化財まちづくり推進団体認定申請書([様式第1号](#))に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 規約又は会則等
- (2) 会員名簿
- (3) 嘉麻市文化財管理活用計画書([様式第2号](#))
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

(団体の認定及び通知)

第4条 教育委員会は、[前条](#)の規定による申請があったときは、[嘉麻市文化財保護条例\(平成18年嘉麻市条例第179号\)第39条](#)に規定する嘉麻市文化財保護審議会に諮問し、認定の適否を決定しなければならない。

2 教育委員会は、[前項](#)の規定により認定の適否を決定したときは、嘉麻市文化財まちづくり推進団体(認定・不認定)通知書([様式第3号](#))により申請団体に通知しなければならない。

(協力事項)

第5条 [前条](#)の規定により認定の通知を受けた申請団体(以下「認定団体」という。)は、教育委員会が実施する対象文化財の保存及び活用に係る事業その他対象文化財の保存及び活用のため教育委員会が必要と認める事項について協力するものとする。

(規約等の変更又は解散の届出)

第6条 認定団体は、その規約若しくは役員等を変更し、又は当該団体を解散したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第7条 教育委員会は、認定団体が[第2条](#)の規定による認定要件を満たさない事由が発生したとき、又は[前条](#)の規定による届出を怠ったときは、認定を取り消すことができる。

2 教育委員会は、[前項](#)の規定により認定を取り消したときは、嘉麻市文化財まちづくり推進団体認定取消通知書([様式第4号](#))により当該団体に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 認定団体は、[第4条](#)の規定による通知を受けた日の属する年度の翌年度の5月末日までに嘉麻市文化財管理活用実績報告書([様式第5号](#))に、教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 認定団体は、次年度において継続して対象文化財の管理及び活用を行うときは、当該管理及び活用を行う年度の5月末日までに、嘉麻市文化財管理活用計画書を教育委員会に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この告示は、令和5年3月1日から施行する。

[様式第1号\(第3条関係\)](#)

8 嘉生涯第 5 3 8 号
令和 8 年 7 月 6 日

嘉麻市文化財保護審議会長 殿

嘉麻市教育委員会
教育長 伊 東 新 治
(生涯学習課文化推進係)



嘉麻市文化財まちづくり推進団体の認定について（諮問）

このことについて、嘉麻市文化財まちづくり推進団体認定規程第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記の団体を嘉麻市文化財まちづくり推進団体として認定してよろしいか、意見を求めます。

記

福岡県指定無形民俗文化財「山野の楽」保存会

令和 8 年 7 月 2 日

嘉麻市教育委員会 様

団 体 名 福岡県指定無形民俗文化財

「山野の楽」保存会

代表者氏名

電 話

嘉麻市文化財まちづくり推進団体認定申請書

嘉麻市文化財まちづくり推進団体の認定を受けたいので、嘉麻市文化財まちづくり推進団体認定規程第 3 条の規定に基づき、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

団体名	ふりがな やまののがくほぞんかい 福岡県指定無形民俗文化財「山野の楽」保存会	会員数	19 名
住所（所在地）	〒820-0202 嘉麻市山野 1619-4		
代表者氏名		電話	
代表者住所			
連絡責任者氏名		電話	
メールアドレス			
団体の目的	「山野の楽」を円滑に行なう為		
備 考			

※添付書類

- ①規約又は会則等
- ②会員名簿
- ③嘉麻市文化財管理活用計画書（様式第 2 号）
- ④その他教育委員会が必要と認める書類（文化財所有者等の承諾書等）

様式第 2 号（第 3 条・第 8 条関係）

嘉麻市文化財管理活用計画書

年 度	8 年	計画区分	新規・継続・変更
指定等の 種別	国・ <u>県</u> ・市 国登録	文化財の名称	山野の楽
文化財の所在地	嘉麻市山野 1619 - 4 (伝承館)		
文化財所有者／電話	山野の楽保存会		0948 - 43 - 1737
文化財所有者の住所	同上		
文化財管理者／電話	同上		同上
文化財管理者の住所	同上		
活動内容（具体的に）	（月日等） 9 月 22 日 9 月 23 日	口開祭での竹灯籠の作成・設置 観覧者用の仮設トイレの設置 駐車場案内の警備員の配置 「山野の楽」と神社内の案内の為の看板 の作成・設置 観覧ツアーの企画・運営 チラシの作成	
期待できる効果	観覧者への対応が充実することで満足度の向上が見込まれ、「山野の楽」の更なる活性化と伝統文化の周知発信が期待できる。		
備 考			

※文化財の所有者と管理者が同一の場合は、所有者の欄のみ記載

様式第 2 号（第 3 条・第 8 条関係）

嘉麻市文化財管理活用計画書

年 度		計画区分	新規・継続・変更	
指定等の 種別	国 県 市 国登録	文化財の名称	山野の石像群	
文化財の所在地		嘉麻市山野 1619		
文化財所有者／電話		山野若八幡神社	0948 - 42 - 0693	
文化財所有者の住所		同上		
文化財管理者／電話		山野の楽保存会	0948 - 43 - 1737	
文化財管理者の住所		嘉麻市山野 1619 - 4(伝承館)		
活動内容（具体的に）		（月日等） 8 月・9 月	五百羅漢周辺の草刈り（年約 2 回） 老朽化した看板の補修	
期待できる効果		草刈り・看板補修等の環境整備を行うことでより多くの人への五百羅漢の観覧が期待できるようになり、文化財の周知・保存活動に寄与する事が期待できる。		
備 考				

※文化財の所有者と管理者が同一の場合は、所有者の欄のみ記載

福岡県指定無形民俗文化財

「山野の楽」保存会規約

(目的)

第一条 この会は、福岡県指定民俗無形文化財「山野の楽」の永年の伝統を守り、維持発展させることを目的とする。

(名称)

第二条 この会は、福岡県指定無形民俗文化財「山野の楽」保存会と称する。
通称 山野の楽保存会とする。

(会員)

第三条 この会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 (保存会会員)
- (2) 一般会員 山野地区の住民(住所が、嘉麻市山野)
- (3) 準会員 上記以外の篤志賛助者

(会費)

第四条 会費(年額)
正会員(1,000円)
一般会員の会費は評議員会の議決を経て定める。
準会員(500円)

(事業)

第五条 この会は、次の事業を処理する。

- (1) 奏楽祭にかんすること。
- (2) 奏楽祭を実施する上で必要な事項。
- (3) 山野ん楽を広く周知させる活動。
- (4) 山野ん楽を冠した商品の開発及び販売。
- (5) 県指定有形民俗文化財 山野の石像群(五百羅漢)の保全。
- (6) 山野の石像群(五百羅漢)を周知させる活動。
- (7) 山野の石像群(五百羅漢)を冠した商品の開発及び販売。
- (8) 商品事業の利益は事業費の補完に充てる。

(事務所)

第六条 この会の事務所は、「稲築文化ふれあい伝承館」に置く。

(評議員会)

第六条 この会に、決議機関として評議員会を置く。

- ① 評議員には、各隣組が推薦する宮世話人(任期)一年
- ② 保存会管理者(副部長以上)(任期)二年

③ 評議員は、次の事項を審議する。

- (1) この会の運営の基本方針に関すること。
- (2) 規約の改廃に関すること。
- (3) 予算、決算に関すること。
- (4) 会長の選任及び役員等の委嘱に関すること。
- (5) その他会長が必要と認める事項。
- (6) 評議員会の議長は保存会副会長が当たる。
- (7) 評議員会は、出席者数をもって定足数とし、議決は出席者の過半数を必要とする。

(役員等)

第七条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2～3名 (会長及び氏子会推薦)
- (3) 相談役 若干名
- (4) 監査役 2名
- (5) 顧問 若干名

② 会長は、評議員会で選任する。

③ 副会長、相談役、監査役は、会長が評議員会の承認を得て委嘱する。

④ 役員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(役員の職務)

第八条 役員の職務は次のとおりとする。

- ① 会 長 会を代表し、組織全般を総理する。
- ② 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時は代理する。
- ③ 相談役 会長の諮問に応じ、運営に参加する。
- ④ 監査役 財務を監督する。
- ⑤ 顧問 各部署の相談、支援を行い指導する。

(役員会)

第九条 役員会は会長、副会長、相談役、各部長をもって構成し、次の事項を審理する。

- ① 評議員会提案事項。
- ② 奏楽祭実施に関すること。
- ③ その他会長が必要と認める事項。
- (2) 役員会は、会長が招集する。
- (3) 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(会費及び会計)

第十条 この会の会費は以下の

- (1) 正会員、準会員の会費は、役員会の議決を経て定める。
- (2) 一般会員の会費は評議員会の議決を経て定める。
- (3) この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第十一条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会の承認を得定める。

(1) 会長は、各部の業務が円滑に推進できるよう部員を置くことができる。

(施 行)

第十二条 この規約は、保存会設立総会の日(平成5年9月1日設立)から施行し、平成30年6月1日から改正する。

平成12年5月27日	改正施行
平成12年7月15日	改正施行
平成13年4月 1日	改正施行
平成16年5月23日	改正施行
令和5年9月5日	一部改訂施行

令和八年度保存会会員名簿

会 長		副会長	
副会長		会 計	

以上 19 名

外部委託監査役	

○嘉麻市文化財まちづくり推進団体認定規程

令和5年2月7日
教育委員会告示第2号

(目的)

第1条 この告示は、嘉麻市教育委員会(以下「教育委員会」という。)と地域が連携し、文化財の保存及び活用を積極的に推進するため、嘉麻市文化財まちづくり推進団体(以下「推進団体」という。)の認定を適正に行うことを目的とする。

(認定要件)

第2条 推進団体として認定を受けることができる団体は、指定文化財等を管理及び活用し、[嘉麻市自治基本条例\(平成22年嘉麻市条例第8号\)第29条](#)に規定するコミュニティ活動を行う団体で、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 当該団体が管理及び活用する指定文化財等(以下「対象文化財」という。)を計画的かつ継続的に管理及び活用することができ、その成果が十分に期待できるものであること。
- (2) 活動の目的等が定められた規約又は会則等を有すること。
- (3) 代表者を有し、執行する機構が確立していること。
- (4) 構成員が5人以上であり、構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (5) 事務所等の活動拠点が市内にあること。
- (6) 営利を目的としていないこと。

(団体の認定申請)

第3条 認定を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、嘉麻市文化財まちづくり推進団体認定申請書([様式第1号](#))に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 規約又は会則等
- (2) 会員名簿
- (3) 嘉麻市文化財管理活用計画書([様式第2号](#))
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

(団体の認定及び通知)

第4条 教育委員会は、[前条](#)の規定による申請があったときは、[嘉麻市文化財保護条例\(平成18年嘉麻市条例第179号\)第39条](#)に規定する嘉麻市文化財保護審議会に諮問し、認定の適否を決定しなければならない。

2 教育委員会は、[前項](#)の規定により認定の適否を決定したときは、嘉麻市文化財まちづくり推進団体(認定・不認定)通知書([様式第3号](#))により申請団体に通知しなければならない。

(協力事項)

第5条 [前条](#)の規定により認定の通知を受けた申請団体(以下「認定団体」という。)は、教育委員会が実施する対象文化財の保存及び活用に係る事業その他対象文化財の保存及び活用のため教育委員会が必要と認める事項について協力するものとする。

(規約等の変更又は解散の届出)

第6条 認定団体は、その規約若しくは役員等を変更し、又は当該団体を解散したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第7条 教育委員会は、認定団体が[第2条](#)の規定による認定要件を満たさない事由が発生したとき、又は[前条](#)の規定による届出を怠ったときは、認定を取り消すことができる。

2 教育委員会は、[前項](#)の規定により認定を取り消したときは、嘉麻市文化財まちづくり推進団体認定取消通知書([様式第4号](#))により当該団体に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 認定団体は、[第4条](#)の規定による通知を受けた日の属する年度の翌年度の5月末日までに嘉麻市文化財管理活用実績報告書([様式第5号](#))に、教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 認定団体は、次年度において継続して対象文化財の管理及び活用を行うときは、当該管理及び活用を行う年度の5月末日までに、嘉麻市文化財管理活用計画書を教育委員会に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この告示は、令和5年3月1日から施行する。

[様式第1号\(第3条関係\)](#)

市指定文化財「千手小学校のケヤキ」折損状況



遠景 旧校庭側から



遠景 旧校舎側から



折損状況



折損部拡大

千手小学校のケヤキ簡易調査報告書

樹種名：ケヤキ

嘉麻市指定天然記念物「千手小学校のケヤキ」(平成9年2月24日指定)

高さ約20m、幹周り4.6m、枝張り約23m

明治36年(1903年)の校舎新築の際に当時の千手村在住の篠崎氏によって植樹された記念樹と記してあります。

住所：福岡県嘉麻市千手1253番地1(旧千手小学校校庭)

幹(大枝)折れ後の現地調査

日時：令和8年5月25日(月)

天気：晴れ

概要：幹折れ撤去後の診断

診断者：樹木医No.2415



樹冠縮小・ケーブリング

西側主幹(枝)の一部が折れる被害があった。

周辺にあった校舎は解体撤去されており周辺環境は大きく変わったといえる(東西南北からの風の影響、日射の影響、湿度等)。

今回の倒伏(折損)の原因であるが、主幹部の腐朽の進行、イエシロアリの被害による主幹(幹)分岐部の支持力低下に倒伏(折損)の被害が起きた可能性が高い。過去の診断で患部にはコフキダケ様の子実体も確認できた(今回は確認できず)。幹(大枝)折損部を調べた結果、芯材辺材の白色腐朽が確認出来、イエシロアリも確認出来た。倒伏した幹(大枝)は樹皮が裂けているがまだ一部つながった状態の為撤去する際にはそのまま切り離すと更に樹幹(樹皮)を痛めることになる。保護の為クレーン車等で幹を吊り切り離す必要がある。人の立ち入りは危険なため倒伏した幹を撤去するまで勿論のこと、残りの幹(大枝)の支持力の低下による倒伏(折損)被害も孕んでいることから立入禁止の処置は必要である。



イエシロアリ

今後の処置

- 1.倒伏(折損)幹(大枝)の撤去・処理及び主幹被害部の処置
- 2.外観診断(状況診断、簡易診断、今後の対策も含め)
- 3.残りの幹を守る為の処置(樹高の切下げ、風圧軽減処置、ケーブリング、折損部の処置)
- 4.安全対策(立入禁止柵等の設置)
- 5.処置後の経過観察



折損部の保護